

公益社団法人 日本オリエンティング協会
委員候補者選考規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本オリエンティング協会（以下「本協会」という）の定款第43条および委員会規程第3条および第4条に基づき、委員改選時において円滑に委員候補者と委員長候補者を理事会に提案するためのものである。

(対象委員会)

第2条 この規程で定める委員会は、委員会規程第2条第2項および第3項で設置された各委員会とする。

(委員の任期)

第3条 本協会の委員の任期は、定款第43条第2項および委員会規程第7条に定められる。

(委員候補者選考委員会の設置)

第4条 理事会は、委員の改選を行う理事会の相当期間前に、本協会の委員候補者の選考のため、委員候補者選考委員会（以下「選考委員会」という）を設置する。

- 2 選考委員会は、理事会が推薦する委員が決定するまで存続する。
- 3 選考委員会には、次の委員を置く。
 - (1) 議長 1名
 - (2) 委員 5～10名
- 4 委員は以下の人員で構成される。
 - (1) 会長、副会長、業務執行理事より3～8名
 - (2) 本協会の理事より推薦される外部有識者1名
 - (3) 本協会の女性委員会より推薦者1名
 - (4) 本協会の監事より1名
 - (5) その他必要に応じて
- 5 議長は前項(1)より事前に選出する。

(委員候補者選考委員会の職務)

第5条 選考委員会は、以下の職務を行う。

- (1) 各委員候補者が、第7条にて定められた方法に基づき選考されていることの確認
- (2) 各委員候補者が、本協会の業務を円滑に運営できる資質があることの確認
- (3) 委員長候補者の選出
- 2 選考委員会は、本条第1項の審議内容について、すみやかに理事会に報告を行う。
- 3 選考委員会は、委員候補者、またはその選考方法について問題があると認められる場合は、その内容を付けて委員候補者の推薦者に対して差し戻す事ができる。
- 4 本条第1項(3)による委員長候補者の選出は、第7条第2項の委員長候補者の指名に拘束されない。
- 5 任期の途中で委員を補充または増員する場合については、選考委員会は審議せず理事会が審議を行う。

(選考委員会の開催)

第6条 選考委員会は、議長が招集する。ただし他の委員が招集することを妨げない。

- 2 選考委員会は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって決議することができる。

(候補者の選出方法)

第7条 各委員候補者には、委員会規程第2条に基づき、所管事項を遂行するような資質を有する者を選出する。

- 2 第2条に定められる委員会は、選考委員会が開催される前までに、前項に基づき委員候補者を選出する。なお委員長候補者の指名を付けることができる。
- 3 一人の候補者が2つ以上の委員会を兼務することは妨げない。

(補足)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会が別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(附則)

この規程は、令和4年2月28日から施行する。